

○山岡健一議員 それでは、質疑に入らせていただきます。

議案第82号「平成29年度今治市一般会計補正予算（第2号）」について、まず1番目に、歳出6款1項3目新規就農者支援事業費についてお尋ねします。

これは、青年（原則45歳未満）の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金（年間150万円）の不足額を補正しようとするものでありますが、1点目に、給付金を受け取っている方に別の所得などがあった場合はどのような計算になるのか。2点目に、給付金を受け取っている方が5年以内に、もし自己都合でやめてしまった場合はどのようになるのかお答えください。

2番目に、歳出10款2項1目施設整備費についてお尋ねします。

これは、乃万小学校校舎改修工事費で、児童数増加に伴う学級数の増に対応するため、オープンスペースを普通教室に改修しようとするものでありますが、今回の改修工事に至った経緯と工期、その具体的な内容についてお答えください。

以上です。

○中村卓三議長 答弁を求めます。

○菅 良二市長 おはようございます。山岡議員ご質疑の議案第82号「平成29年度今治市一般会計補正予算（第2号）」についてのうち、1番目の歳出6款1項3目新規就農者支援事業費についてに関しまして、私からお答えをさせていただきます。

国は、平成23年度に策定した我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画において、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するため、新規就農を拡大し、将来の日本農業を支える人材の確保に取り組むことといたしました。ご承知のとおり、第二次安倍内閣が充電を終えて発足したときに、まずアベノミクスを取り上げた中で、劇的な円高基調から円安、これによって経済界、とりわけ我が海事産業、造船業が中国、韓国とも立派に戦える、そういう方向に持っていくことができた。そして、恐らく充電期間中に地方が非常に過疎化している中でどうしたらいいのか、その大きな試みの1つとして、この荒廃しようとしている農業をどう蘇生させるかといったことをきっと大きな課題として考えておられたんだと思います。その一環でございます。

本事業は、その具体的な施策として、次世代を担う農業者を志し、独立、自営就農する原則45歳未満の若者を対象に、就農直後の経営確立を支援するために給付金を最長5年間交付するものでございます。この制度を活用して、平成27年度末までに全国で1万1,630名が農業経営を開始されております。本市におきましても、平成24年度から28年度までの5年間で22名が利用され、21名が現在も陸地部、島嶼部など各地で農業の担い手として頑張っておられます。本年度、新たに9名が戦列に参加されました。今年度30名になりますが、バランスを見ますと、旧今治市内の皆さんが5名、立花、乃万、新谷、阿方、そして神宮地区、そして旧郡部の陸地部で13名、そして島嶼部は1名戦列から外れましたので12名、合計30名が平成29年度、懸命に

努力をしているところでございます。

そういった中で、今治市のPTAカレンダーができました。私もいただきました。ずっと子供たちの作品を載せているんです。そして、その折々の事業や、地域おこし協力隊とはどういうものですよということも載せております。そして、PTAカレンダーの表紙、入賞作品の中で、何と最優秀賞が1番目に手を挙げていただいた花澤さんという上浦で頑張っておられる、今現在は上浦小学校の4年生だと思います。私、この絵を見たときに本当にうれしかった。花澤さんというのは少ない姓ですから、彼が就農していることは知っておりました。この絵を見て、ひまわりに囲まれた明るい笑顔。「ああ、家族5人、一生懸命頑張っておられるのだ」といったことで非常に安心し、喜んだことを今も覚えております。

これは「瀬戸内の島と里で農業」ですが、先ほど言いましたように、旧今治市内も含めて、全域で活動していただいております。後ほど農林振興課から皆さんにお配りさせていただきます。ぜひごらんいただき、そして激励もしていただければありがたいと思っております。非常にいいタイミングでいいご質疑をいただけたと思っております。

ご質疑の1点目、別の所得があった場合、給付金額はどのような計算になるのかについてでございますが、平成27年度の新規交付対象者から給付金額が前年の所得に応じて変動する仕組みとなっております。それまでは、前年度の所得が250万円を超えた場合は翌年度の給付金が支給対象外となっていたものを、頑張っている方の意欲を損なうことがないように給付額の見直しを行ったものでございます。給付金を除く前年の所得が100万円未満の場合は150万円を給付しますが、給付金を除く前年の所得が100万円以上350万円未満となった場合は、350万円から給付金を除く前年の所得を差し引き、5分の3を掛けた金額を当該年度の給付金額とすることとしております。

次に、2点目の給付を受けている方が5年以内にやめてしまった場合についてでございますが、給付金は半年分を前払いで交付することとしておりますので、既に交付を受けた給付金の対象期間中にやめられた場合は、対象期間の残りの月数分の給付金を返還していただくことになっております。本市のとりわけ過疎地域におきましては、高齢化や人口減少によって農業後継者が不足し、耕作放棄地が増加するなど、地域力の低下が課題となっております。こうした支援制度を活用して農業経営を志す、一人でも多くの若い方が地域に定着し、地域を元気にする、次世代の農業を担う人材として活躍していただきたいと考えております。

その他のご質疑につきましては、関係理事者からお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○林 秀樹教育委員会事務局長 山岡議員ご質疑の2番目、歳出10款2項1目施設整備費に関しましてお答えいたします。

まず、乃万小学校の教室増設に至る経緯についてでございます。

乃万校区では、近年、人口増加が進み、それに伴い、小学校の児童数もふえております。校

区内人口では、平成27年4月、8,799人から、平成29年4月は9,137人に3.8%の増加。また、乃万小学校の児童数も、平成27年、558人から、平成29年、634人に、76名、13.6%の増加となっております。今年度、乃万小学校の学級数は22学級でございますが、来年度の新1年生は4学級が見込まれるため、23学級と1学級ふえることがほぼ確定いたしております。また、新3年生、4年生、6年生の各学年において、転入により数名児童がふえれば1学級ずつ増加することになり、新1年生とあわせて、最大4学級増加の可能性がございます。

平成25年から26年にかけての校舎改築の際に、しまなみヒルズの開発に伴う児童数の増加等に備え、校舎2階と3階にオープンスペースを設けておりましたが、今回の補正予算では、そのオープンスペースを一般教室に改修、2教室を増設し、事前に対応していこうとするものでございます。

以上が改修に至った経緯でございます。なお、3学級以上必要となった場合には、資料室等を一般教室に振りかえて対応いたします。

次に、今回の改修内容でございますが、オープンスペースの改修部分の面積が、1教室で約82平方メートルでございます。廊下との仕切り、壁、窓等の建具の設置、教室内の黒板、掲示板、ランドセルや用具入れの棚などの施設設置、電気関係の工事などが主な内容でございます。工期でございますが、10月に契約し、来年3月の竣工予定でございます。

子供たちの明るく元気な声が来年の4月から新しい教室でも響くことは大変うれしいことですので、しっかりと施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中村卓三議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○山岡健一議員 議長。

○中村卓三議長 山岡健一議員。

○山岡健一議員 それでは、新規就農者支援事業費について再質疑をさせていただきます。

先ほども菅市長から、状況についてご説明がございましたが、給付金を受けている方が頑張っているのはいたんだが、もし5年経過後にやめてしまった場合は給付金はどのような形になるのでしょうか。

○新居田昌彦農水港湾部長 議員ご質疑の給付期間の5年が過ぎ、その後、農業をやめた場合でございますが、先ほど市長の答弁にもございましたように、本市におきましては、給付期間を終了された方は、皆さんいずれも地域の担い手として頑張っておられます。

旧制度では、給付期間終了後に離農しても返還義務はございませんでしたが、平成29年度の改正により、本年度の新規交付対象者から、交付期間と同じ期間、営農を継続しなかった場合に、基本的には給付金を返還することとなります。その額は、給付総額に営農を継続しなかった期間を交付期間で除した値を乗じた額となります。

具体的な事例として、年間150万円を5年間、合計750万円の給付金を受けた方は、受給終了後、引き続き5年間、これは月換算で60カ月になりますが、その期間の営農義務が発生します。これを3年（36カ月）で離農した場合、残りの2年（24カ月）分を、交付された給付金額750万円のうちから、2年分の300万円を返還することになるということでございます。

以上でございます。

○中村卓三議長 再質疑はありませんか。

○山岡健一議員 議長。

○中村卓三議長 山岡健一議員。

○山岡健一議員 以上で私の質疑を終わります。